［削る］

別記様式第１（第９条関係）

通知カード

個人番号
氏　名
住　所
年　月　日生　性別　交付地市町村長名
発行日　年　月　日

備考１　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。
２　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏［旧氏］　名として、併せて記載する。
３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
４　裏面には追記欄を設ける。

別記様式第２（第25条関係）

［図　同左］

備考１　［同左］

［２　同左］

３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏［旧氏］　名として、併せて記載する。

［４～６　同左］

別記様式（第25条関係）

［図　略］

備考１　［略］

［２　略］

３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏［旧氏］　名として、併せて記載する。

［４～６　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下この条及び次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（改正法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　通知カード所持者（改正法附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいう。）についてのこの省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下この条において「旧省令」という。）第十一条第五項の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の返納及び旧省令第十五条の規定による通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。）の還付については、なお従前の例による。